平成２３年（フ）第２１１号
長崎県佐世保市広田１丁目34―８、住民票上の住所長崎県佐世保市広田１丁目13番16号ウィンディア広田Ｄ棟102号
債務者　庄村まゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
北海道帯広市西11条南12丁目４番地８　メルセ11―107号室
債務者　吉田　智彦
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
北海道帯広市西４条南５丁目16番地
債務者　瀬戸布美子（旧姓川原田）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
北海道帯広市大空町６丁目３番地２　大空５街区１―115号
債務者　加藤　俊也
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
北海道中川郡幕別町札内青葉町24番地の14
債務者　谷田　悦啓
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５１０５号
大阪府門真市石原町17番27号、前住所大阪府門真市石原町32番27号
破産者　天羽秀太郎
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２８号
大阪府八尾市黒谷６丁目252番地
破産者　美間製作所こと　美間　　募
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２９号
大阪府八尾市黒谷６丁目252番地
破産者　美間　政子
1　決定年月日　平成23年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２号
青森県八戸市類家１丁目２番17号　コーポ中山Ａ号
破産者　玉川　敦子
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
青森県八戸市南類家３丁目１番９号　スパサイドコーポＢ202、前住所青森県八戸市大字大工町11番地　シティサイド大工町206号
破産者　来栖　正樹
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
埼玉県羽生市中央２丁目10番17号
破産者　本田　良信
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３４８０号
名古屋市東区砂田橋５丁目８番19号　マンション石田305号
破産者　小椋　秀樹
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８２号
名古屋市中区千代田１丁目15番14号　Ｇｒａｎｍａｓｔ鶴舞701、住民票上の住所名古屋市千種区千種２丁目23番６号　ロイヤルパークス千種908号
破産者　和藤　　健
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４８号
愛知県津島市西愛宕町１丁目４番地３
破産者　水谷　正勝
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７４９号
愛知県津島市西愛宕町１丁目４番地３
破産者　水谷　和子
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４号
愛知県津島市橘町１丁目79番地　ニュー津島ハイツＡ棟201号
破産者　人見　平和
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４８号
名古屋市熱田区古新町１丁目23番地の１
破産者　菅　　大地
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１７６号
愛知県豊明市大久伝町東77番地　ロイヤルマンション大久伝東302号
破産者　山本建材こと　山本　数広
1　決定年月日　平成23年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部